

第 26 回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和4年8月 30 日
午前 10 時 00 分～午前 10 時 51 分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第 103 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 104 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 105 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 それでは只今より第 26 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。まず日程1、議事録署名委員の指名については、7番鈴木委員さん、8番小林委員さん、よろしくお願ひいたします。日程2、会期の決定でございますが、本日1日限りでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議長 はい、異議無し。という事で本日1日限りといたします。次日程3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程4、会務報告、局長より報告お願ひいたします。

事務局 それでは私の方から、第 25 回農業委員会総会からの会務についてご報告申し上げます。まず整理番号1番ですが、7月 27 日に、第 25 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 12 名と事務局で出席しております。続きまして整理番号2番ですが、8月4日から5日の期間で、令和4年度農業者年金業務担当者地区別研修会が釧路市で開催されており、事務局が出席しております。続きまして整理番号3番ですが、8月 10 日に利用調整会議ならびに現地調査が、南弟子屈地区で、第1ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。最後ですが、整理番号4番、8月 12 日に、現地調査が、屈斜路地区で第3ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。次日程5、報告第 55 号、農用地等の利用調整結果について。日程6、報告第 56 号、農用地等の利用調整結果について、一括、2番、元山委員さん、説明をお願いします。

元山委員 2番元山です。農用地等の利用調整結果について報告第 55 及び 56 号を一括して報告いたします。8月 10 日、午前9時30 分から旧昭栄小学校にて、利用調整会議を開催いたしました。調整委員の出席者は、塩沢会長、鈴木委員、私と事務局です。江上委員におきましては所用のため欠席しております。候補者の出席者につきましては、○○○○氏 1名です。事務局の説明のあと、調整を行いました。今まで利用していた農地であり購入意思を確認できしたことから、○○氏に決定しております。金額についても概ね希望価格に応じて○○氏○○○○円、○○氏○○○○円の調整を終了しております。申出者の2名にも会議終了後、利用調整会議の内容の了承・確認がとれたため決定しております。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますのでよろしくお願ひいたします。

議長 はい、有難うございました。ただいま、元山委員からの説明が終わりました。報告第 55 号、第 56 号について、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

各 議 員 異議なし。

議長 異議なしということで、報告第 55 号、第 56 号を報告済みとさせていただきます。

次日程7、議案第 103 号、農業振興地域整備計画の変更について。日程8、議案第 104 号、農地法第4条の規定による許可申請について、日程9、議案第 105 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。一括事務局説明お願ひします。

事務局 はい、それではまず、議案第 103 号から、議案を説明させていただきます。総会資料4頁をお開き願います。議案第 103 号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和4年8月 30 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は4件の申請が上がっておりますので、ご説明させていただきます。

まず整理番号1番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目は牧場、現況地目は原野。面積は合計〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容、事業名称については携帯用電話通信用アンテナ建設、事業期間は許可日から令和4年 10 月 31 日までとなっております。所要面積・事業内容につきましては、通信用アンテナが〇〇〇〇平方メートル。となっております。事業の必要性については、社会インフラとしての携帯電話サービスの重要性に鑑み、当該付近における携帯電話サービスの圏外エリアでの携帯通話サービスの普及、及び携帯電話サービスエリアでの通信高速化による品質向上を図る必要性が認められ、また地域社会基盤の強化に貢献できるよう携帯電話サービスの安定的な提供を目指し、携帯電話用無線機設備の設置を推進するためであります。土地選定の理由につきましては、目標となる全域をカバーするとともに、電波の効率的供給により、できるだけ広い通話エリアを確保できる場所であること。周辺地形により電波伝播路を遮断されない場所であること。工事車輌の通行が可能な道路の側で、付近に電力線・通信線が架設されていること及び周辺住民などに迷惑をかけるおそれのない場所であること。上記条件を満たし、地権者の土地借用の了解を得ることができたため、しております。事業費につきましては、総額が〇〇〇〇円。このうち、自己資金〇〇〇〇円と国からの補助金が〇〇〇〇円でまかぬこととなっております。なお土地の所有者につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。こちらの、当該地の図面や農振図・配置求積図、アンテナ等の図面につきましては6頁から9頁にかけて掲載しておりますのでそれぞれご参照願います。

続きまして整理番号2番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか3筆の計4筆。公簿現況地目ともに畠。面積は合計〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容、事業名称については農業用施設及び休憩所等の整備、農産物集積場の造成及び休憩所の設置、となっております。事業期間は許可日から令和4年 11 月 30 日までとなっております。所要面積・事業内容につきましては、農産物集積場が〇〇〇〇平方メートル、作業・通路スペースが〇〇〇〇平方メートルで合計が〇〇〇〇平方メートル、物置・休憩所が〇〇〇〇平方メートル。トイレが〇〇〇〇平方メートル。その他通路スペースが〇〇〇〇平方メートルの計〇〇〇〇平方メートルで、合わせて〇〇〇〇平方メートルとなっております。事業の必要性については、近年、農作物の運搬には大型車両を使用し運搬経費削減及び悪天候時の輸送効率低下抑制が重視されており、集積場確保が急務となっているため。集積場及び作付圃場の近隣にトイレ及び休憩所を設置することで作業の効率化を図るため、であります。土地選定の理由につきましては、大型車両の出入りが容易および作付圃場の近隣であるため。集積場及び作付圃場の近隣であるためとなっております。事業費につきましては、こちら申請書と共に提出されている資金調達計画書によれば、物置・休憩所やトイレ等については資材調達および整備につきましても自分で行うため、事業費はかかるないものとなっております。当該地の位置図や農振図・配置求積図、また建物等の立面図につきましては 10 頁から 13 頁にかけて掲載しておりますのでそれぞれご参照願います。

続きまして、整理番号3番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目ともに畠。面積は合計〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容、事業名称については、ワイン醸造所建設となっております。事業期間は許可日から令和5年12月20日まで。所要面積につきましては、こちら醸造所が〇〇〇〇平方メートル。通路が〇〇〇〇平方メートル、駐車場が〇〇〇〇平方メートル、取付道路〇〇〇〇平方メートル、歩行者道路が〇〇〇〇平方メートル、車輌旋回場〇〇〇〇平方メートル、排水施設が〇〇〇〇平方メートル、ブドウ時保管場が〇〇〇〇平方メートル、ブドウ皮仮置場が〇〇〇〇平方メートル、作業スペースが〇〇〇〇平方メートル、堆雪場が〇〇〇〇平方メートル、その他が〇〇〇〇平方メートルで合計、全部で〇〇〇〇平方メートルとなっております。事業の必要性については、令和4年4月に構造改革特別地域計画の認定を受けており、令和5年産のブドウから醸造を開始する計画のため、醸造所建設を令和5年9月までに行う必要があるため、事業実施に向け早急な対応が必要である、としております。土地選定の理由については、ワイン醸造所を建設するために非農地での建設を検討したが、条件の合う土地が見当たらず、農用地区域内で検討せざるを得なく、所有者が長年にわたり耕作を試みたが、支障が多く農地としての活用が難しい当該地を選定した、としております。事業費につきましては、こちら〇〇〇〇円となっております。うちワイン醸造所については〇〇〇〇円。土地代が〇〇〇〇円となっております。全額自己資金でまかなうこととしております。こちらの土地の所有者につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏となっております。こちらの図面につきましては、16頁から18頁にかけて、位置図や農振図・配置求積図を掲載しておりますのでご参照願います。

最後に整理番号4番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆の計2筆。公簿地目は畠、現況地目は宅地となっております。なお、ここでは当該地に農業用施設等があるため宅地、としておりますが、実際に建物を建てる建設予定地につきましては原野となっていることを申し添えます。面積は合計〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容、事業名称につきましては、従業員宿舎の建設となっております。事業期間は許可日から令和4年12月31日までとなっております。所用面積につきましては、従業員宿舎の部分が〇〇〇〇平方メートル、駐車場が〇〇〇〇平方メートル、通路が〇〇〇〇平方メートル、堆雪場が〇〇〇〇平方メートル。その他が〇〇〇〇平方メートルで、合計〇〇〇〇平方メートルとなっております。事業の必要性については、経営規模拡大により、従業員宿舎が必要となるため、であります。土地選定の理由については、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能なため、としております。事業費につきましては、〇〇〇〇円。こちらは全額自己資金でまかなうこととしております。なお土地の所有者は、〇〇〇〇については〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏となっております。こちらの位置図や農振図・配置求積図、建物の立面図につきましては19頁から23頁にかけて掲載しておりますのでそれぞれご参照願います

以上の農業振興地域整備計画の変更については、農地法第4条および第5条の許可申請が併せてありましたので、引き続きご説明をいたします。なお、整理番号4番につきましては転用申請はありませんが、これにつきましては事業地はすでに過去転用され農業用施設用地となっている経過があり、釧路総合振興局や農業会議に確認したところ、転用許可は不要であるとの確認が取れていることから、今回は農振の変更のみとなっております。

それでは続きまして、議案第104号の説明に移らせていただきたいと思います。こちら総会資料の24ページをご参照ください。議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による、農地の転用の許可申請があつた下記のものについて、意見を求める。令和4年8月30日提出。弟子屈町農業委員会会長。議案第103号で説明いたしました申請番号2番についての申請となっております。

申請番号1番。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか3筆の計4筆。公簿現況地目ともに畠。面積は合計〇〇〇〇平方メートル。申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏。農用地

区域内の農地であり、転用の種類は永久転用。用途・目的は農業用施設の整備及び休憩所・トイレの設置。転用面積につきましては、合計で〇〇〇〇平方メートルとなっております。内訳につきましては記載の通りとなっております。資金調達計画については、資金調達計画書によって自己で行うこととし、先ほどご説明したように、事業費は〇〇〇〇円となっております。つづきまして 25 ページ、意見書案の説明に移らせていただきます。こちら申請者は、〇〇〇〇氏。面積は〇〇〇〇平方メートル。判断理由について、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である、としております。こちら意見および理由につきましても、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである等、さきほど議案第 103 号で説明したものと同様のものとなっておりますので、ここでは割愛させていただきます。ほか、資力および信用も問題なししております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者および根抵当権者の同意を得ている状況でございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し問題ないと判断しております。こちらは議決後に北海道農業会議に意見聴取をすることとなっており、大きな変更がない限り、北海道へ申請するものといたします。

以上議案第 104 号の説明とさせていただきました。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について、説明させていただきます。こちら、総会資料 26 頁をお開き願います。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による、農地等の転用の為の権利設定の許可申請があつた下記のものについて、意見を求める。令和4年8月 30 日提出。弟子屈町農業委員会会長。こちらは申請が1件。永久転用の申請となっております。

以上簡単ではございますが、第 103 号および、104 号、105 号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。まず整理番号1番については、2番元山委員さん、よろしくお願いします。

元山委員 2番元山です。整理番号1番についての現地調査を、8月10日に塩沢会長、鈴木委

員、私と事務局で実施しております。江上委員は所要のため欠席しております。○〇〇〇氏が○〇〇〇氏所有地に携帯基地局を建設するものであります。申請地は先に農業用施設用地として転用許可をしており、建設用地のその一部に建設する計画となっております。そのアンテナにおきまして農作業等に支障がなく、○〇氏も了承していることから問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長　　はい、ありがとうございました。つぎに、整理番号2番3番と、議案第104号105号については、一括で説明お願いします。

上西委員　11番上西です。農振、4条、5条についての現地調査を、8月12日に齋木委員、吉田委員、渡辺委員、私と事務局で実施しております。まず○〇〇〇氏所有地の農振及び転用は農産物集積場の造成及び休憩所・トイレ設置のための申請です。集積場は運搬の効率化を図る場所に設置されていることを確認しており、休憩所等の設置についても作業の効率化によるもので問題ないと判断しております。次に農振除外及び転用については、○〇〇〇が実施しているワイン事業実施のための醸造所建設の申請です。先に建設内容、事業計画等の説明を受けております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。以上です。

議長　　はい、ありがとうございました。次、整理番号4番については、2番元山委員さん、よろしくお願いします。

元山委員　2番元山です。整理番号4番についての現地調査を、8月10日に塩沢会長、鈴木委員、私と事務局で実施しております。江上委員は所用のため欠席しております。○〇〇〇氏が従業員住宅を建設するための申請でございます。自家及び農業施設の近隣に建設することで従業員の就業ならびに生活管理もしやすく、農作業の効率化も図れることから問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長　　はい、ありがとうございました。それではここで質疑を受けたいと思います。整理番号4番について、○番〇〇さんが農業委員会法31条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長　　それでは再開いたします。整理番号4番について、何か疑問点ございますか。よろしいですか。

各委員　異議なし。

議長　　はい、異議なしということで決定させていただきます。○○委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長　　それでは再開いたします。整理番号1番、2番、3番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員　　異議なし。

議長　　異議なしという事で、議案第103号を決定させていただきます。次、議案第104号、農地法第4条の規定による許可申請について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員　　異議なし。

議長　　では、104号を決定させていただきます。次、議案第105号、農地法第5条の規定による許可申請について。何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員　　異議なし

議長　　それでは異議なし、ということで、議案第105号を決定させていただきます。それでは本日、日程1から日程9まで、議案審議終了いたしました。その他、皆さんの方からなにかございますか。ありませんか。本日日程1から日程10まで議決させていただきました。これにて第26回弟子屈町農業委員会総会を終了させて頂きます。ご苦労様でした。

午前10時51分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員　　鈴木 和幸

議事録署名委員　　小林 武